

教員養成に関する比較発達史研究の試み (2)

— 帝政ロシアにおける初等学校教員の目的養成 —

高瀬 淳 ・ 尾上 雅信 ・ 梶井 一暁 ・ 小林万里子 ・ 平田 仁胤

本論は、教員養成（師範教育）におけるジャーマン・インパクトという視角に留意しながら、各国が19-20世紀の国際関係のなかでどのように教員を養成したのかに関する比較発達史的に分析しようとする研究の一部をなす。帝政ロシアでは、クリミア戦争の敗北と国家財政の破綻を背景として、1850年代後半より、国家・社会の近代化に向けた取組が本格化した。そうした中、農奴解放に伴う初等学校網の拡大に対応するため、初等学校教員を養成する事業が政府主導で進められた。具体的には、主にプロイセンをモデルとして、教員セミナー（1870年）と師範学校（1872年）が設立され、帝政ロシアの初等学校教員の養成に中心的な役割を担った。ただし、当時の初等学校教員の養成において、ヘルバルトの教育思想又はヘルバルト主義教育が、何らかの特別な位置づけがなされていたわけではなかった。

Keywords：帝政ロシア，初等学校教員，教員セミナー，師範学校，学校科（Shul-Kunde）

1. 課題設定

本論は、19-20世紀の教員養成（師範教育）が、世界的動向のなかで影響関係をもちつつ、各国で個別の発展を遂げていることに着目した比較発達史的な研究の一部をなすものである。その際、ドイツ（プロイセン）からの各国への影響—すなわち教員養成におけるジャーマン・インパクトという視角に留意し、当時の帝政ロシアにおける教員養成の発達過程に認められる特色や課題等の解明を試みる。

帝政ロシアにおける初等学校（初等国民学校と都市学校）の教員は、19世紀中頃から継続的に実施された西ヨーロッパ諸国の教育調査を踏まえ、「ドイツとスイス」をモデルとした専門の教育機関で養成されることとなった。一般法が適用される帝政ロシア中央部（内部諸県）では、初等国民学校の教員を養成する教員セミナー（учительская семинария）と都市学校の教員を養成する師範学校（учительский институт）がそれぞれ1870年と1872年に設立され、初等学校教員の目的養成が開始された。この時期のツァーリ政府は、教育を本質的には慈善的扶助による事業ととらえ、たとえ官立

の学校であっても受益者による資金供与を当然視する姿勢を示していた。そうした中、初等学校教員を養成する教員セミナーと師範学校については、設置・運営にかかる経費が国庫負担とされたことが注目される。

また、帝政ロシアにおいては、1870年代より、ヘルバルトの思想やヘルバルト主義教育をテーマとした紹介・翻訳や論文等が、当時の様々な教育問題を取り扱った政府系の教育専門誌を中心に発表されるようになった。たとえば、軍教育機関管理総局が発行した「教育論集（Педагогический сборник）」1875年第4・5・7号に掲載されたН. Г. チェボリスキーの訳による『教育学講義綱要』¹や、「国民教育省雑誌（Журнал Министерства Народного Просвещения）」1876年第9・10号に掲載されたИ. ニコラエフスキーによる「教育学者としてのヘルバルト」²などがあり、1870-90年代、「科学としての教育学」や「段階教授法」への関心が高まったことがうかがえる。この「教育論集」は、教員セミナーや師範学校の設立に関わったН. X. ヴェッセリが1864-1882年に編集長を務めており、当時のギ

ムナジア改革をめぐり、早期の職業教育や復古主義的な古典教育に反対する傾向を伴っていたことが知られている。

こうした状況は、帝政ロシアにおける教員養成に対するドイツからの影響をあらわしており、本研究が志向する比較発達史的な分析を行う上で、教員セミナーや師範学校にかかる政策動向や教員養成教育の実態を取り上げることが有意義であると考えられる。具体的な研究課題としては、①「ドイツとスイス」をモデルとして設立された教員セミナーと師範学校とは、どのようなものであったか、②帝政ロシアの教員養成において、ヘルバルトの教育思想又はヘルバルト主義が、どのように位置づけられたか、③ドイツの影響を受けた帝政ロシアの教員養成が、1870年代から20世紀初めにかけて、どのように「発達」していくのかなどが設定される。本論は、これらに関する考察の第一段階として、特に、①の課題に焦点化し、帝政ロシアの初等学校教員を養成する教員セミナーと師範学校の設立過程とその政策動向に認められる特色と課題を明らかにすることを直接の目的とする。

2. 教員セミナーにおける初等国民学校教員の養成

(1) 初等国民学校の設立

ロシア皇帝による専制下にあった帝政ロシアは、クリミア戦争（1853～1856年）の敗北と国家財政の破綻を背景として、国家・社会の近代化を通じた生産力の向上を喫緊の課題とした。そのため、1855年に即位したアレクサンドル2世は、当時の西ヨーロッパ諸国をモデルとした政策・改革に肯定的で自由主義的な思想を有する「開明官僚」を登用し、市民社会の形成という点では必ずしも十分でなかったものの、資本主義の発展に適した諸制度の構築を図る「大改革」を進めていった。

この「大改革」の中核的な施策として、1861年2月に「農奴解放令」が発布され、それまで領主が保有してきた農奴を人格的支配から解放するとともに、封建的な土地所有を廃止することが定められた。分与される土地の取得が有償であったことなどから、債務を負った旧農奴の多くが領主に対する隷属性を逆に強めてしまうといった側面を合わせもっていたが、移動や経済活動に一定の自由が認められた「農民身分」が形成され、帝政ロシアにおける資本主義の発展に向けた基礎的な条件を創出したとされる。

「農奴解放令」制定までの農民は、皇室領、国有地、領主地の別に応じて、皇室領庁、国有財産省、財務

省（鉱山局）及び内務省などが所管し、法的に異なる地位が与えられていた。そのため、「最も下位の身分を含む者」に対する初等教育についても、国民教育省だけでなく、皇室領庁、国有財産省、財務省及び内務省といった政府機関やロシア正教を統括した宗務院などが、それぞれ独自に学校・教育施設を設置・運営していた。しかし、農奴解放によって「自由農民」の急増が予定される中、農民を対象とした学校の位置づけを「農奴解放令」と整合させる必要性が生じ、各省庁の代表者³から構成される国民学校制度に関する特別委員会により、1861年11月15日、「国民学校建設基本計画案」（以下、建設計画案）が作成された⁴。

ここでの「国民」とは、居住地の別によらない「自由農民」並びにそれと同等とされる下層の都市自由民ととらえられていた。したがって、建設計画案においては、農奴解放に伴う「農民身分の合流」を趣旨とした政策課題が明示され、都市下層民とともに、あくまで身分制に基づく帝政ロシアの秩序に則した有用な臣民としての「国民」の形成が図られたと指摘できる。このような「国民」に共通して必要な知識の具体的な内容として、神の法（закон Божий）、母語及び算数が挙げられていたが、これは、ロシア正教に基づく道徳性の改善・向上とともに、農奴解放によってすべての農民身分がもつことになる権利と義務の理解を可能にする識字能力の獲得を意図したものであった。

これと並行して国民教育省では、学校総局に設置された学術委員会（Учёный комитет）が、ギムナジアを中心とした学校制度全般について検討し、1860年に「国民教育省が所管する下級及び中等学校規程案」（以下、第一法案）⁵を作成・提示した。さらに、学術委員会は、学校制度全般の検討を継続し、1861年12月に「一般教育機関規程案」（以下、第二法案）を作成・提示した。農奴解放令の発布の後に公表された第二法案は、「一般教育」を行う学校の制度全体を定めたものであり、「国民に対する教育」が、「性別や身分の相違にかかわらず、すべての者に与えられる」と明記された。初等教育を行う国民学校については、一般教育の制度における下位の段階に位置づけられ、「一人一人の人間が、自らの権利を理解し、自らの義務を適切に遂行するために必要な水準の道徳的かつ知的な教育を国民に施すこと」を目的とするとされた⁶。

学術委員会では、さらに、建設計画案と第二法案をもとにした学校制度全般の検討が進められ、1863年6月、国民教育省より、「国民学校規程案」（以下、第三法案）が示された。第三法案は、それまで一般

教育制度に包括的に位置づけられてきた国民学校を「統一かつ合目的で、他の教育機関から全く分離したもの」と位置づけ直し、農村団体又は都市団体等による初等国民学校（начальные народные училища）と国民教育省による標準国民学校（нормальные народные училища）の設置を構想していた⁷。これは、初等国民学校との比較において、実科教育や体操などを含んだ教育の提供を国民学校の「標準」とする構想であり、下級国民学校と上級国民学校を規定した第一法案との類似性が指摘できる。しかし、A. B.ゴロヴニン国民教育大臣が国家評議会（枢密院）に提出した法案は、標準国民学校にかかる条文が削除された「初等国民学校に関する規程」であり、これが、アレクサンドル2世によって1864年7月14日付で裁可された。

「初等国民学校に関する規程」⁸によれば、初等国民学校は、身分や信仰等にかかわらず、「国民の宗教的かつ道徳的な観念を確立し、初歩的で有益な知識を普及することを目的とする」と定められた。様々な機関、組織及び私人に初等教育を行う学校を開設する権限が与えられるとともに、設置者の別によらず、それらの学校すべてが初等国民学校として、「1）神の法（簡単な教理解説と聖書物語）、2）世俗語並びに教会スラブ語の読み方、3）綴り方、4）算数四則計算、5）可能であれば教会唱歌」の授業を行うとされた。教員は、児童を指導する際、国民教育省と宗務監督庁が認可した教授指導書に沿って行うこととされ、特に、神の法の担当教員がロシア正教の管区長によって任命された者でなければならなかっただけでなく、他の授業科目の担当教員についても、聖職者・教会従事者又は「良好な道徳性や思想の穩健性が証明された者」であることが求められた。

（2）レヴァンドフスキーによるプロイセン調査

国民学校教員の養成は、農奴解放令に伴う初等学校網の拡大を想定した第二法案（1861年12月）の作成過程において検討が開始された。

これに先だって、国民教育省は、教育にかかる専門家を西ヨーロッパ諸国に派遣し、国民学校とその実現の条件となる教員養成機関に関する調査を実施していた。たとえば、Φ. M.レヴァンドフスキー⁹は、国民教育省（学術委員会）の専門委員として、1858年に「プロイセンにおける初等学校と教員セミナーについて」の調査を行った¹⁰。

これによれば、プロイセンでは、「教員教育を行う世俗的なセミナー（Schullehrer-Seminar）」である教員養成所が設けられ、「教員の宗教的な発達といったより内的な条件とともに、十分な俸給が得

られる名誉ある独立した教員の地位といった外的な条件」を同時に実現しているとされた。これは、教員養成所で学修し、卒業試験に合格した者のみが教職に就くことができるという制度の基底をなし、「実科学校やギムナジアと同様の一般規程が適用」される2-3年制の中等教育機関として、校長の一元的な管理の下、「模範国民学校」と称される附属学校と生徒が居住する寄宿舎が備えられていた。

当時のプロイセンでは、1848年に発生した自由主義者による三月革命への反動から、ラウマ宗務・公教育・医療大臣の下、教育に対する教会と国家の関与を強化する政策が志向されていた。その一方で、プロイセン議会（下院）には、ハルコルトなど自由主義左派に位置づけられる議員集団が一定の影響力を保持していた。この状況について、Φ. M.レヴァンドフスキーは、プロイセンの教育政策が、「ルター主義の時代から正統と称されて」きた「教会、国家及び家族を社会生活の基本要素」とした教育を推進していくのか、または「ペスタロッチの時代から基礎づけられてきた、子どもの内面の力を自由に発達させることで、人間としての自発性を合自然的」に陶冶していくのかといった「二通りの方向性」があると説明している¹¹。ただし、「1854年にプロイセン国民教育省が公布した教員養成所や初等学校における授業科目の教授に関する条令（Regulative）」に言及し、自由主義者からの「激しい批判」を受けつつも、「合自然的な教育に反する政府の意見が、国民教育において優位な位置を占め」ていくことになるとの見通しを示した¹²。

その上で、教員養成所に関する「条令」が、「養成所での修業期間が短いことから、まさに、将来の教員に対して、宗教、読み方、祖国語、綴り方、算術及び唱歌を指導するために必要なことのみを理論的かつ実践的に教授しなければならない」と定めている点に注目している¹³。さらに、教員養成所での授業科目について、「可能な限り、関連性を伴う一つ又はいくつかのテーマに対応したまとまりで教授されるべきである」として、具体的には、「第一に、神の法、学校科（Shul-Kunde）及び歴史、第二に、読み方とドイツ語、第三に、計算、幾何学、製図、図画及び書写、第四に、音楽と唱歌」に大きく領域化されていると指摘している¹⁴。特に、第一の領域は、キリスト教的な心情と祖国・王権への忠誠の念を直接的に高めるためのものであり、それまでの教員養成所で教えられてきた教育学・教授学、問答法、心理学等の体系的な学習に代わって設けられた「学校科」が含まれていた。これらを踏まえ、Φ. M.レヴァンドフスキーは、当時のプロイセンの教員養成教育

が、教育諸科学や社会的教養を通じて行われるのではなく、「初等教育に直接的な関わりがない他の科学の教授によって妨害されないようにすべき」との考えに基づいて組織されていることを報告した¹⁵。

(3) 政府の主導による教員セミナリアの設置

このような調査を参考にしつつ、学術委員会は、「ドイツとスイス」をモデルとして、国民学校の教員を目的養成する「教員学校 (учительский институт)」を設立する方針を提示した¹⁶。構想された「教員学校」は、「識字能力を育む教員の養成」¹⁷を目的とした修業期間4.5年間の三級制をとる教育機関であり、国民学校を卒業した16歳以上の健康な男子に入学を認めていた¹⁸。そこでの教育内容としては、神の法、教授法を含む教育学、母国語、歴史、統計を用いた地理学、博物学、算術・幾何学、書写・製図、唱歌、体操、菜園栽培、園芸学及び畑作の授業科目が挙げられていた。これらのうち、教授法を含む教育学は、農民や都市下層民に「識字能力を広げていくための手段」と説明され¹⁹、「教える能力」の修得を強く意図したものであった。

学術委員会の検討では、教員としての専門的な活動を行うための人格形成に注意が払われ、教員養成のプロセスにおいて、「校長、教務部門の責任者及び児童生徒の知的・道徳的発達に向けて活動する教育者といった職のすべてが、一人の教員としての人格に統合される」必要があるとされた²⁰。また、教員の人格が子どもの発達に大きく影響することを踏まえ、都市部から離れた閑静な地域において、「将来、国民教員という慎ましい職に就くことを選択した若者」に対し、「秩序だてられ、規則正しく、勤勉で、世間的な娯楽にふれることのない生活」を提供する寄宿学校が相応しいと考えられた²¹。

さらに、「初等国民学校に関する規程」(1864年7月)が制定されて以降、農村を中心に新設される初等国民学校に教員を供給することが喫緊の政策課題とされ、1863年6月の国民教育省の改編によって大臣直属の部門となった学術委員会において²²、教員を養成する専門機関の設立に向けた検討が本格化していった。1865年2月8日と15日に開催された学術委員会では、H. X. ヴェッセリが示した「教員セミナリアに関する規程案」²³が検討され、国家評議会において1865年3月23日付で承認された。教員セミナリア (учительская семинария) は、初等国民学校の教員を目的養成する専門の機関であり、一般法が適用される、サンクトペテルブルグ、モスクワ、カザン、ハリコフ及びオデッサの各教育管区に設立される計画であった。しかし、国家の深

刻な財政状況等を背景として、アレクサンドル2世から教員セミナリア設立の裁可が得られず、国民教育大臣と宗務院総長を兼任するД. А. トルストイの下で計画の見直しが試みられた。

そのため、教員セミナリアの設立は、国家評議会によって1870年5月3日付で承認された「教員セミナリアに関する規程」²⁴において、ようやく正式に決定されることになった。この規程によれば、教員セミナリアは、3年間の修業期間を有し、在校生が実地指導を行うための附属初等国民学校を備えることとされた。教員セミナリアの目的は、「国民学校における教員の活動に身を捧げることを志願し、正教を信仰する、すべての身分の若者に教員養成教育を与えること」と定められ、5年制の初等教育機関(二級学校)を卒業した16歳以上の男性に入学資格が認められた。教員セミナリアには、校長1名、神の法担当教員1名、学級担当教員(наставник)3名、附属学校教員1名、唱歌担当教員1名の計7名が定員配置され、これらの人件費²⁵を含めた諸経費として1校当たり年間16,810ルーブルが国庫から支出されることが定められた。

教員セミナリアの授業科目は、神の法、一般教育学、ロシア語並びに教会スラブ語、算術、幾何学、測地学、図画、ロシア史、教会唱歌などが予定された。特に、農村住民が生活の中でかかわる様々な事象について説明できるようにするため、園芸・野菜栽培などの活動を取り入れることとされた。ただし、教員セミナリアは、正式な中等教育機関としての法的地位が認められず、他の中等教育諸学校と同列に位置づけられたわけではなかった。また、教員セミナリアの在校生にロシア正教会の奉神礼への参加や精進・斎戒の遵守が義務づけられるなど、初等国民学校の教員に求められる「宗教的かつ道徳的な観念を確立」することを重視した教育活動が行われた。そのため、在校生に「良好な道徳性や思想の穏健性」を身につけさせる観点から、教員セミナリアを大都市や上級の教育機関の影響から隔離された農村部に設けるとともに、近隣の農民の子どもを入学させることが基本方針とされた。

教員セミナリアは、1871年5月24日付²⁶、1871年12月7日付²⁷、1875年2月27日付²⁸の勅命により、一般法が適用される5つの教育管区にそれぞれ3校づつが設置された。ただし、各教員セミナリアの1学年当たり在校生の数が平均20-25名程度であり、各教育管区で拡大する初等国民学校の規模²⁹に対して、教員養成教育を受けた教員が不足する状況にあった。

(4) 教員セミナーにおける養成教育

教員セミナーの管理運営や教育活動は、1875年7月4日付で承認された訓令「国民教育省の教員セミナーのための手引き」（以下、手引き）³⁰に基づいて行われることが求められた。

手引きによれば、「教員セミナーの本質的な課題は、将来の初等国民学校の教員に相応しい、在校生の宗教的-道徳的な特性の発達」であり、その実現に向けて、教職員が「注意深くかつ継続的に在校生を監督していかなければならない」とされた。在校生に対する「監督」は、教員セミナーにおける授業時間にとどまらず、寄宿舎や下宿を含めた地域での生活全般にわたり、「本・ノートの整理」をはじめとした生活習慣や、奉神礼への参加・復活大祭等の過ごし方などといった敬虔な正教徒としての行動規範にかかるものが含まれた。在校生への「監督」を有効とするためには、教員セミナーの教職員が、「確固たる道徳性、使命に対する愛情、責任の堅実な遂行、在校生との良好な関係の構築、困難な状況にある在校生への誠実な支援」などを通じて、「自らの人格をもって模範となる」ことが必要とされた。特に、神の法担当教員には、在校生の「宗教的-道徳的な基礎」を形づくる一環として、「至聖所の奉仕者、教職員、在校生の神父」としての役割を担うことが求められた。

教員セミナーの教育活動については、授業科目の名称と学年ごとの週当たり授業時数が一覧(表1)に示された。この一覧は、あくまで「標準的な」ものと性格づけられ、「管区監督官の許可を受けて、教職員会議の意見や地域の事情に基づいて、いくらかの変更を施すこと」が認められた。個々の授業科目のプログラムは、「在校生が3年間で修了できるように編成」されており、「詳細とはいえないまでも、一通りの内容が揃ったコース」となるように配慮された。そこでの指導にあたっては、「すべての教育活動—とりわけ、未成年者に対する教育の問題に関わって、在校生による自己学習の活動に大きな注意を向けなければならない」ことが強調されていた。これは、「在校生が自ら学習する習慣を身につけることによって、次の自己学習の確固たる基礎を築く」ものであり、教員セミナーでの「ロシア語の筆記練習、四則計算・幾何学の問題演習、他科目の同様の学習に大いに役立つ」と考えられた。

教員セミナーに共通する教育活動の大枠は、手引きにおいて、13の領域に分けて解説された。

このうち「教育学概論」は、在校生に対し、「初等学校での学習-教育活動に適用される主要な基礎事項や考え方を伝達すること」と「これらの学校の

表1 教員セミナーの授業科目と週当たり授業時間数

授業科目	I年	II年	III年
神の法	4	3	2
ロシア語	4	4	2
教会スラブ語	2	1	1
算術	4	3	2
幾何学	1	2	2
ロシア史・世界史	2	3	2
地理学	3	2	2
博物学	2	3	3
書写・製図	5	4	3
教育学概論	—	2	3
体操	2	2	2
唱歌	2	2	2
学校における実践活動	—	—	6
	31	31	32

【出典】 Журнал министерства народного просвещения, 1875, Часть CLXXXII, стр. 84

教員が有する権利と義務を知らしめること」を目的としていた。この領域では、「心理学と論理学の分野」からの「理論的で科学的根拠に基づいた知的・道徳的な教育に関する知識」、こうした知識の「学校における実践への適用の指示」を通じた「一般的な教育学と教授法の基礎」、聖職者、地方行政機関及び教育管理職との関係等を含めた「国民学校に関する法や命令」などが「反復して」教えられることとされた。また、「時間的な制約」から必修とされなかったものの、「様々な教育論文や著作物において頻繁に名前が取り上げられる」ような教育学者等の活動に関する教育史の知識を学ぶことの重要性が指摘された。この「著名な教育学者に関する知識は、その理論的な見解の詳細な説明ではなく、国民教育に対する肯定的な影響に関係するもの」であり、将来、教員となったときに「高名な権威に無意識に引き入れられ、うまくいっている活動に不合理な考えを取り入れたりしないようにするため」に必要とされた。

また、「セミナー在校生による初等学校での教育活動の実践」は、「よく整備された国民学校の姿を知る」ため、「教育学担当教員としてのセミナー校長の監督」を受けつつ、附属初等国民学校において行われるとされた。具体的には、まず、2年目後半の在校生が、附属初等国民学校の授業を「2、3人のグループに分かれ、数日間にわたって」観察し、教育学担当教員から、「一つ一つの教育活動の意味に関する解説」を受ける。3年目になると「週当たり6時間の授業に参加」し、「そのうち1時間については実際に授業」を担当する。さらに、3年目の在校生は、毎週2名づつが、附属初等国民学校の教員から事前指導を受けた上で、「1週間を通して、初等学校のすべての授業に参加」し、「教員の

業務を補佐する」こととされた。これらの活動は、当該の在校生がレポートにまとめて、校長、学級担当教員、附属学校教員及び3年目の在校生から構成される教育検討会（педагогическое собрание）で報告される。教育検討会では、「校長が議長を務め」る中で、在校生の授業に関する検討・意見交換が行われ、最終的に「校長と学級担当教員が間違いを説明」したり、「評価」したりするとされた。

また、教職に関する専門性を育成するため、「教育学概論」や「セミナー在校生による初等学校での教育活動の実践」などの領域が設けられるとともに、初等国民学校の教育内容にかかる領域において、いわゆる教科指導の方法を含めて学習することが明示されていた。また、各領域間の相関性を意図的に作り出し、教員を目的養成する教育課程としてのまとまりを形づくることが目指された。このような領域間の関連づけは、「自然現象に対する理解を図る主要知識」と「教育学概論」の間だけでなく、「神の法」と「世界地理の概略とロシア地理の詳解」並びに「唱歌」や、「教会スラブ語」と「ロシア語」の間などでも言及されていた。これは、各領域間の相関性を「宗教的かつ道徳的な観念を確立」する観点から意図的に作り出し、教員を目的養成する教育課程としてのまとまりを形づくるためのものであった。

3. 師範学校における都市学校教員の養成

(1) 都市学校の構想と設立

1828年12月8日付で制定された「大学管下のギムナジア、郡学校並びに教区学校に関する規約」³¹により、郡学校（уездное училище）は、「すべての身分の者に開かれる」ことが明記される一方で、「特に、商人、職人及びその他の都市住民の子ども」に相応しい教育を提供すると定められていた。しかし、1850年代後半の郡学校では、在校生の多くが「下級官位の獲得を目指した官吏の子ども」であり、帝政ロシアの生産力の向上に貢献する商人、職人及びその他の都市住民を育成できていない点が批判されるようになった³²。

こうした郡学校は、1860年の第一法案、1861年末の第二法案、1863年の第三法案において、それぞれ発展的に解消される計画であった。しかし、1864年に制定された「初等国民学校に関する規程」が、第三法案から、郡学校の改編によって設けられる標準国民学校にかかる条文を削除したものであったため、郡学校は、改編に向けた根拠規定を失って、1860年代を通じて存続した。具体的な郡学校の改編に向けた基本方針は、「有識者からの意見を喚起

する目的」から、「国民教育省雑誌」1869年5月号に掲載された政策文書「構想される都市学校について並びに師範学校について」³³に提示された。これは、教員セミナーの設置の検討に関わり、1867年より学術委員会の委員を務めていたH. X. ヴェツセリが中心となって作成されたものであった³⁴。

この政策文書によれば、郡学校は、商人や職人等といった都市住民の子どもを主な対象とした上級の国民学校と性格づけられていた。また、郡学校の改編にあたり、プロイセン、オーストリア、スイス及びフランスといった西ヨーロッパ諸国における学校教育制度を参考とすることの有効性が指摘された。特に、政策文書は、プロイセンの基礎教育システムを「きわめて国民的で、教育上の体系が整備され、すべての者一人一人に必要とされる完結した初等教育を提供する」ものと高く評価した³⁵。その利点の一つとされた単級制については、「最小限の優れた教員」の確保により、貧困地域であっても、過大な支出を伴わずに「子どもの数、施設及び住民のニーズ」に応じて学校を設置できることを挙げ、教育システムの中に「教員養成の手立て」が明確に位置づけられていることの意義を強調した。

ただし、これら「プロイセンの基礎教育システムに認められる先進的な取組」については、「プロイセン国民の歴史的な発達やその他の民族的な特性が細部にわたって反映されている」ことから、そのまま帝政ロシアにおける「郡学校の改編に当てはめることはできない」との見解が明らかにされていた³⁶。したがって、郡学校の改編にあたっては、プロイセンの都市住民を対象とした基礎教育システムが備える「教育の機会を提供するための実践や様々な地域の住民が有する要望への対応」といった具体策を参考として、上級の国民学校である都市学校（городские училища）を設置する構想が示された³⁷。

この政策文書に基づき、1872年5月31日付で「都市学校に関する規程」（以下、都市学校規程）³⁸が、アレクサンドル2世によって裁可され、「すべての身分の子どもに対する知的で宗教的-道徳的な初等教育の提供を目的」とした都市学校の設立が定められた。修学期間は6年間であり、地域の実態に応じて、単級制、二級制（4-2年制）、三級制（2-2-2年制）及び四級制（2-2-1-1年制）をとることとされた。教育課程は、「a）神の法、b）読み方・綴り方、в）ロシア語並びにロシア語への翻訳を含む教会スラブ語読解、г）算術、д）応用幾何学、e）祖国の地理・歴史、ж）博物学並びに物理学の基礎、з）製図・図画、и）唱歌、й）体操」の授業科目から構成され、「地域機構による要望と必要経費の半

分以上の負担により、授業時間外に手工業訓練を行うことができる」とされた。なお、神の法については、「正教を信仰する子どもにのみ教えられる」こととされ、「異教徒の子どもに対しては、両親の監督の下に行う」ことができると注記された。

都市学校規程では、身分や宗派等によらない初等教育を提供するとしつつ、「課程を完全に修了」した卒業生に上級の学校への進学を認める規定が設けられていなかった。その一方で、「最初の4年間の課程を修了した10～13歳の子どもが無試験でギムナジア又は実科学学校の第1学年に入学できる」とされ、上級の教育を受けるための「手立てと才能」をもった都市住民に対して、複線的な学校体系において、社会階層を向上させようとする教育機会を設けていたことが注目される。これは、都市学校が、貴族や商人・職人等の身分の間に一定の階層的な秩序を維持しつつ、個人の学習歴に則した能力によって形づくられる都市住民の中間的な階層を育成する働きをもったことを意味している。

(2) ヴェッセルリによる師範学校の構想

H. X. ヴェッセルリが中心となって作成された都市学校と師範学校に関する政策文書は、「長年にわたる西ヨーロッパ諸国の教育の経験」を踏まえ、都市住民の教育ニーズに応える都市学校を普及・発展させるためには「優れた教員を確保することが不可欠」ととらえていた³⁹。そのため、「既存の郡学校の改編に先立って、優れた教員を養成する特別な機関である師範学校（учительский институт）を創設することが必要である」との見解が明らかにされた。構想された師範学校は、「3年間の課程を有する全寮制」の教員養成機関として、「三級制」をとり、「初等教育機関の授業科目にかかる科学的な知見」の習得と「教授活動にかかる実践的な訓練」によって、将来の教員に必要な資質・能力の育成を意図していた⁴⁰。

師範学校の教育課程は、「初等教育機関で教えられる、神の法、祖国語、算術、応用幾何学、図画、祖国の地理・歴史、博物学、唱歌及び体操」と、「教育学」の授業科目から構成されることとされた。週当たりの授業時数は、課程外で行われる唱歌と体育を除いて、第1学級で32時間、第2学級で27時間、第3学級で14時間の計73時間と設定された。

これらの授業科目で教授される知識は、「初等教育機関で教えるために、きわめて正確かつ着実に身につけなければならない」ものと位置づけられ、その範囲を越えた幅広い知見や社会的教養までを含むことが必ずしも想定されていなかった⁴¹。教育に関

する授業時科目についても、「教育学」が設けられているだけであり、教育諸科学の知見に基づいた教員の資質・能力の育成が目指されているわけではなかったと考えられる。そこには、初等教育機関の授業で指導するために必要なことのみを教授する当時のプロイセンの教員養成教育からの影響が指摘できる。実際、第3学級では、初等教育機関の教育内容それ自体を中心とした第1・2学級での「既習事項の復習」に加えて、「各授業科目の教育方法の検討や附属初等教育機関における実地指導」を行うことにより、「教える能力」の育成を目指すとされた。

表2 師範学校の授業科目と週当たり授業時間数（案）

授業科目	I年	II年	III年	合計
神の法	2	2	1	5
ロシア語・教会スラブ語	6	6	3	15
算術	5	5	2	12
応用幾何学	2	2	2	6
歴史	3	3	1	7
地理学	2	2	1	5
博物学	4	3	1	8
書写・製図	6	2	2	10
教育学・教授学	2	2	1	5
唱歌	課程外に週当たり2時間			
体育	課程外に週当たり1時間			
	32	27	14	73

【出典】 Журнал министерства народного просвещения, 1869, Часть СХLIII, стр.46-47.

また、師範学校での指導にあたっては、「将来、初等教育機関の教員が、慎ましい勤労生活を送る」ことを踏まえ、「生活様式のすべてが、きわめて質素で、厳格な規則正しさを際立たせる」ことの必要性が強調された⁴²。そのため、師範学校では、教員としての「職責の継続的な遂行」に向けた資質・能力を育成する観点から、在校生が「厳格な規則正しさをもって、課業に対する時間を自ら配分しながら取り組んでいく」ことを「第二の本能として習慣」づけるなど、授業科目の教授だけでなく、寄宿舎等での過ごし方などを含めた在校生の生活全般への指導に配慮することが求められた。

(3) 師範学校の設立

このような政策文書の内容は、アレクサンドル2世によって1872年5月31日付で裁可された「師範学校に関する規程」（以下、師範学校規程）⁴³において法制化された。師範学校規程には、都市学校規程と同じ法令番号が付されており、師範学校が、都市住民の中間的な階層を育成する上級の国民学校である都市学校と一体的に設立されたことが明らかである。実際、都市学校規程と師範学校規程に共通す

る公布文⁴⁴は、402校の都市学校（四級制25校、三級制75校、二級制302校）の設置とともに、「サンクトペテルブルグ、モスクワ、カザン、ハリコフ、オデッサ及びヴィリナの教育管区並びにポルタヴァ県とチェルニゴフ県（キエフ教育管区）の県立都市学校、さらには東・西シベリアの県立学校の教員を養成するため、後に国民教育省が選定する都市に7校の師範学校を創設する」といった計画を明らかにしていた。その際、師範学校の運営に必要な諸経費として、国庫から年間202,300ルーブル（1校当たり28,900ルーブル）を支出する計画が記載されるなど、政府が都市学校等の教員の養成に直接的に関与する方針が示された。

師範学校規程によれば、「師範学校は、都市学校教員の養成を目的とした教育機関」であり、「聴講生の実践的訓練のために単級制又は二級制の都市学校が付設される」と定められた。師範学校では、修業期間3年間の「三級制」をとる教育課程が編成された。そこに掲げられた授業科目は、政策文書に示されたとおり、教育学を除き、都市学校の授業科目にほぼ一致しており、教える内容に関する正確な知識を着実に習得させることが重視された。

最上級生（第3学級生）に対しては、「都市学校教員と師範学校講師の下、都市学校における教授活動に従事する」ことが求められた。これは、教育現場での実際の指導経験を通じて、教える能力を育成しようとしたことを意味しているが、必ずしも師範学校に設けられた附属都市学校での教授活動に限定されていたわけではなかった。師範学校規程の条文には、「師範学校を構成する附属都市学校においては、他の都市学校と全く同じような授業科目が教えられる」と記述がみられ、「よく整備された国民学校の姿を知る」ことが難しい農村部と異なり、すでに都市学校への改編が予定される一定数の郡学校が存立していた都市部の状況を反映していたと考えられる。

師範学校の定員は、1学級当たり25名の計75名であり、そのうち60名の政府給付生に対しては、国民教育省より、「50ルーブルの準備金」と「年間150ルーブルの寄宿費」が支給されると明記された。入学資格は、「あらゆる称号や身分にかかわらず、神の法、ロシア語、算術、幾何学、ロシア史・ロシア地理の試験に合格した身体健康かつ品行方正な16歳以上の男子」と定められた。その際、「ギムナジア、神学セミナー及びその他の中等教育機関を修了し、かつ良好な行状が証明される場合には、師範学校に無試験で入学できる」ことが注記された。つまり、師範学校では、ロシア皇帝を中心とした既

存の体制に反していなければ、身分や信仰等による特段の入学制限がなく、個人の学習歴に則した能力に応じて入学が認められていた。在学生の進級並びに卒業に際しても、師範学校の校長や講師陣に第三者である校外有識者が試験官に加わった年度末の試験に合格しなければならないとされた。

師範学校の教職員として、校長、神の法教員、諸科学又は製図・図画・書写に関する4名の専任講師（штатный преподаватель）、唱歌又は体育担当の教員、医師、会計、書記が挙げられた。これらのうち、校長、神の法教員及び専任講師は、ギムナジアやプロギムナジアの校長や講師等と同等の待遇が受けられる「国民教育省が管轄する教育部門の文官」と位置づけられた。校長と専任講師については、「高等教育機関の課程を修了し、初等教育における優れた実践経験を有する」ことが求められ、神の法教員については、「主として、神学アカデミーのコースを修了し、神の法の教授活動に優れた実践経験を有するとともに、主教管区の長の同意を得た者」の中から選ばれることが定められた。また、附属都市学校には、他の都市学校教員と同等の待遇が受けられる文官の地位を有する教員が、学級数に応じて置かれた。

師範学校は、将来の都市学校教員に求められる質素で規則正しい生活様式を身につけさせる観点から、寄宿舍等での生活全般の指導を可能とする「全寮制」がとられた。しかし、設置地域については、農村部に設けられた教員セミナーとは異なり、世間的な娯楽等や上級の教育機関の影響を受けることが避けられない一定規模の都市部が想定されていた。実際、師範学校規程に基づいた最初の師範学校は、1872年、サンクトペテルブルグとモスクワの2つの大都市に設置された。さらに、1874年にタヴリダ県フェオドシヤ市（オデッサ教育管区）とチェルニゴフ県グルホフ市（キエフ教育管区）、1876年にカザン県カザン市（カザン教育管区）、クルスク県ベルゴロド市（ハリコフ教育管区）及びヴィリナ県ヴィリナ市（ヴィリナ教育管区）に設置されたが、そのすべてが県又は郡の中心都市であった。これら7校の師範学校は、師範学校規程の公布文に示された計画に沿ったものであり、1878年1月1日時点で計330名の履修者が在籍していた⁴⁵。

(4) 師範学校における教育学領域の指導基準

師範学校における教育活動は、国民教育省によって1876年11月13日付で承認された「師範学校で教授される授業科目のプログラムと教授プラン」⁴⁶に基づいて行われることとされた。これは、師範学校

で開講される授業科目について、神の法、教育学、教会スラブ語講読を含むロシア語、数学、歴史、地理、物理、博物学、書写、製図・図画といった10の領域の別に、それぞれ教授する内容等を明らかにしていた。

教育学を除く領域については、都市学校で実施される授業科目の内容に関するものであり、それぞれの専任講師の専門分野を考慮しつつ、教科指導の方法を含めて学習することとされた。特に、第3学級では、第1・2学級での「理論的な学習」を都市学校における教育実践と関連づけることを通じて、「教える能力」の育成が意図された。ただし、各領域で最優先となる学習課題は、都市学校で教える内容それ自体にかかる正確な知識の習得であった。たとえば、教会スラブ語講読を含むロシア語の領域では、「師範学校のプログラムで何よりも重視されるのは、簡単になり過ぎず、深化させるように注意しながら、最初の段階で都市学校の課程を繰り返し学習することである」とされていた。

教育学の領域については、師範学校の「在校生に都市学校で適用される学習-教育活動に関する主要な基礎事項と考え方を伝えること」が目的であると明記された。この目的を達成するための教育内容は、「心理学と論理学の分野から構成」される理論的なものであり、身体的教育（физическое воспитание）、知的教育（умственное воспитание）、道徳的教育（нравственное воспитание）、教授法並びに方法論に関する主要な知識、学校に関する科目群（школьная дисциплина）に区分される（表3）。特に、知的教育については、「教え方に関する分野」と位置づけられ、「都市学校での授業に参加した際に、より大きな成果が得られるように」との観点から、「たとえ部分的で短い時間であっても第2学級より繰り返し教えること」が必要とされた。

また、教育学の領域に配分される「授業時間数が多くない」ことを理由として、その教育内容は、「初歩的な性質をもち、児童を指導するにあたり、容易に適用できるものでなければならない」とされた。授業においても、都市学校での「実践的な学習-教育活動に結び付けること」に配慮し、「事例や生徒自らの実践に依拠した初歩的かつ基礎的なもの、又はすでに教え子たちにとって定番となっている教材の説明に重きを置いたもの」でなければならないことが明示された。さらに、「時間的な制約がある中では、当然、教育学の歴史の伝達が必修とはならない」ものの、「在校生の教育学的な視野の拡大や自らの使命に対する意識の向上を図るため、優れた陶冶と訓育を実践した教育活動家について知らしめる

表3 師範学校における「教育学のプログラム」（1876年）

導入
教育学の定義。教育の目的；科学としての教育学の源泉 身体的教育（физическое воспитание） 人体の教育のための適切な自然条件：食、清潔、空気、運動、安息。 人為的条件：感覚器官の適切な発達；体操；衝動に対する制御と自由。 学校衛生学：健康な生活の主要な条件；教室；教室の机。 よくある子どもの病気。
知的教育（умственное воспитание）
感覚的認識。感覚。知覚。表象並びに知覚との差違。記憶。想起又は再現。連合の法則。想像。理性あるいは理性的認識。概念形成能力として理性。判断能力としての理性。推論能力としての理性。知性あるいはより高次の思考。人間をより高度な理解へ向かわせる能力としての知性。構想力（想像力）としての知性。特別な能力、才能と天賦の能力。教育期間における認識力の発達の法則。
道徳的教育（нравственное воспитание）
道徳的教育の課題。感情。感情の分類。尊敬、羞恥及び恐怖の感情；真理への感情、美と信仰への感情。道徳的感情の意義と子ども期における適切な発達。期待される能力。期待される能力の発現としての直観、恣意、自由な意志。意志の形成と強化の手段。子どもの意志の健全な発達を方向づける教育的な伝達手段としての称揚、叱責及び罰。道徳的教育における習慣と模範の意味。
教授法並びに方法論に関する主要な知識
はじめに、教育の目的と手段；陶冶と訓育の結びつき。職業教育と普通教育。形式的、物的及び宗教的な教育に関する授業。技能としての教育。学術的並びに教育的な方法論。基本的な教育の形態。教授原理の基礎。
学校に関する科目群（школьная дисциплина）
学校の目的。教科の必要性；学校における教科の本質。学校における教科指導の条件となる教員の特質。都市学校の教授プランや、都市学校並びにそこでの教員に関する法的状況を含めた子どもの理解。

【出典】 Журнал министерства народного просвещения, 1876, Часть. CLXXXVIII, стр.146-147.

のは悪いことでない」と説明された。

こうした教育学の領域の指導に際し、帝政ロシアにおける「教育学文献の不足」を理由として、その内容と方法を決定することが師範学校の教育学担当教員にとって容易でないと考えられていた。そのため、当面の「非常手段」としつつも、「すでにドイツの実践にならった教員セミナーで取り入れられているように、ドイツにおける教育学の指導をよりどころにする」ことを明確に示していた。具体的には、「ザクセン教員ゼミナールでの指導に用いられている『シュッツェによるゼミナールと国民学校教員のための教育-指導の実践 Praktische Erziehungs-

und Unterrichtslehre für Seminare und Volksschullehrer von Schütze』に特別の注意を払い、教育学の授業のうち少なくない時間を配当することとされた。

ここで取り上げられた独語文献の名称は、ザクセンに設置されたワルデンブルク教員養成所の校長などを務めたF. W. シュッツェが1870年に著した『福音主義の学校科』⁴⁷の副題として付されたものであった。つまり、師範学校における教育学の領域は、ドイツで導入されていた「学校科」の内容等を踏まえ、教育に関する諸科学の体系的な学習ではなく、都市学校での活動に直接的に必要となることが指導されるものととらえられていた。実際、師範学校の教育学担当教員は、ギムナジアの教員などを経た校長が主に想定されており、教育学・教授学、心理学、論理学等に関する専門性を備えていることが必ずしも求められていなかったと指摘できる。

4. 帝政ロシアの教員養成におけるドイツの影響

帝政ロシアの初等学校教員を養成する機関・制度は、アレクサンドル2世の下、主としてプロイセンからの強い影響を受けて1870年代初めに創設された。具体的には、農村部における初等国民学校の教員を養成する教員セミナー（1870年）と都市部における都市学校の教員を養成する師範学校（1872年）が設立され、ソビエト政権が樹立するまでの間、帝政ロシアの初等学校教員の養成を担う中心的な機関として活動した。この2つの教員養成機関は、生産力の向上に貢献する農民や商人、職人及びその他の都市住民の育成を図る初等教育政策の一環として、政府による直接的な管理・運営の下で、初等学校教員を目的養成する点を特色としていた。このことは、初等学校教員に求められる役割が、当時の西ヨーロッパ諸国をモデルとした市民の育成というわけではなく、宗教的かつ道徳的な観念の確立と初歩的で有益な知識の普及により、あくまでロシア皇帝を中心とする帝政ロシアの秩序に則した有用な臣民としての「国民」の形成にあったことを意味している。そのため、教員セミナーと師範学校の入学資格に身分による制限が法的に設けられていなかったが、実際には、初等国民学校や都市学校に就学する子どもと同様の階層性をもった者の入学が想定されていたと指摘できる。

こうした帝政ロシアが影響を受けたプロイセンの教員養成制度は、ペスタロッチの教育理念を支持したディースターヴェークなどによる取組を否定的にとらえ、「教会、国家及び家族を社会生活の基本要素」とした教育の実現を目指したシュティール「条令」

（1854-1872年）の下で形づくられたものであったことが注目される。そのため、教員セミナーや師範学校で指導される「教育学」の領域についても、「心理学と論理学の分野から構成」される理論的な内容としつつ、プロイセンで教育学・教授学、問答法、心理学等の体系的な学習に代わって設けられた「学校科」を踏まえた基準が策定された。Φ. M. レヴァンドフスキーによれば、プロイセンの「学校科」は、神の法や歴史とともにキリスト教的な心情と祖国・王権への忠誠の念を高める領域の授業科目であり、初等教育に直接的な関わりがない教育諸科学や社会的教養などの教授によって「教える能力」の育成が妨げられないようにすることを意図していた。これは、国民教育大臣兼宗務院総長のД. А. トルストイによる「教育学とは、若者の育成に関する科学であり、甚だ容易でなく、万人には理解できない科学である」⁴⁸といった見解とも合致しており、帝政ロシアにおいて、プロイセンの初等学校教員の養成制度が受容される要因の一つとなったと指摘できる。

一方、帝政ロシアの初等学校教員の養成教育において、ヘルバルトの教育思想が、何らかの特別な位置づけがなされていたわけではなかった。「師範学校で教授される授業科目のプログラムと教授プラン」（1876年）でも、「科学としての教育学」といった文言が認められるものの、「段階教授法」などヘルバルトやヘルバルト主義教育に特徴的な内容等について、とりたてて師範学校の教育内容に含めることを求める記述が見当たらない。「教育学」の領域の指導にあたり、当面の参考資料として挙げられていたドイツの教員ゼミナール用教科書であるF. W. シュッツェ『福音主義の学校科』においても、ヘルバルトに言及されるのは14箇所にとどまり、教育史上の重要人物としても取り上げられるコメニウス、ルソーやペスタロッチに比して格段に少ない。ヘルバルトへの言及や引用箇所には重複も見られ、たとえば、教育論と授業論の不可分性を主張する際に「教育的教授」が引かれ（「まえがき」に1箇所、本文に2箇所）、教員にとって人間学や心理学の知見が重要であることを指摘する際にヘルバルトの論考からの引用が示される（「まえがき」と本文に各1箇所）。また、本書の第5部ではルター以降の「教育史」が概説されているが、ここにヘルバルトの名前は無い。本文中でヘルバルトが「哲学者（Philosoph）」と紹介されていることから、当時のプロイセンにおいてヘルバルトは「教育学」者とみなされていなかったことがうかがえる。

帝政ロシアが影響を受けたシュティール「条令」

の下のプロイセンでは、単級制の学校において、一人の教員が機械的な暗記による学習を指導することが標準的であった。そうした中、ツィラーを契機としたヘルバルト主義者たちによる活動が活発化し、学校教育の近代化を図る「一般規程（Allgemeinen Bestimmungen）」（1872年）の公布とともに「教授法上の意識」が高まり、「ほとんど忘れさられていたヘルバルトの教育学を再生させる諸前提の一つとなった」⁴⁹とされる。教員養成（師範教育）におけるジャーマン・インパクトという視角に立てば、帝政ロシアにおいても、「教授法上の意識」が高まり、初等学校教員の養成教育が、プロイセンと同様の「発達」の過程を辿るのか（又は辿らないのか）について明らかにしていくことが必要である。具体的には、教員セミナーや師範学校で用いられた「教育学」の領域の教科書や授業等において、ヘルバルトの教育思想又はヘルバルト主義教育が、どのように取り

上げられていくのかが今後の研究課題となる。

ただし、師範学校の普及状況を例にとれば、オレンブルグ県オレンブルグ市で8校目の師範学校が1878年に活動を開始してから⁵⁰、その次にトムスク県トムスク市（西シベリア教育管区）に1902年に設置されるまでに一定の期間を要している。オレンブルグ市の師範学校も、1894年7月には「実践的なニーズ並びに技術的知識の獲得に資する一般教育」を行う6年制の実科学校へ改編されており、政府主導による都市学校教員の養成が、1880-1890年代を通じて拡大していく傾向にはなかったといえる。したがって、ヘルバルトの教育思想又はヘルバルト主義教育の受容にあたっては、ロシア皇帝を中心とする帝政ロシアの秩序の維持・強化に結び付けてとらえられる可能性にも留意しながら考察していくことが求められる。

注

1. Дебольский Н.Г., Очерк лекций по педагогике Гербарта // Педагогический сборник, издаваемый при Главном управлении военно-учебных заведений, 1875, No.4, стр.83-102, No.5, стр.151-187, No.7, стр.126-149.
2. Николаевский И., Иоганн Фридрих Герbart как педагог // Журнал Министерства Народного Просвещения, 1876, No.9, стр.11-46, No.10, стр.47-74.
3. Объяснительная записка к проекту общего плана устройства народных училищ // Замечания на проект устава общеобразовательных учебных заведений и проекта общего плана устройства народных училищ, Часть 1, Санкт-Петербург, 1862, стр.19-20.
4. Проект общего плана устройства народных училищ // там же, Санкт-Петербург, 1862, стр.6-7.
5. Проект устава низших и средних училищ, состоящих в ведомстве Министерства народного просвещения // Журнале министерства народного просвещения, 1860, Часть CV, стр.85-163. 学術委員会による「国民教育省が所管する下級及び中等学校規程案」は、1858年に作成されたが、国民教育省より公表されなかった。その後、1858年案を基礎とした1860年案が「国民教育省雑誌」に掲載されたことから、通常、1860年案が、1864年に制定された「初等国民学校規程」や「ギムナジア並びにプロギムナジ

ア規程」につながる第一法案（первый вариант）とされている。

6. Проект устава общеобразовательных учебных заведений министерства народного просвещения // Замечания на проект устава общеобразовательных учебных заведений и проекта общего плана устройства народных училищ, Часть 1, Санкт-Петербург, 1862, стр.3.
7. Смирнов В.З., Реформа начальной и средней школы в 60-х годах XIX в., Москва, 1954, стр.133-134.
8. Положение о начальных народных училищах // Журнал министерства народного просвещения, 1864, Часть CXXIII, стр.39-47.
9. Ф. М. Левандовскийは、プロイセン調査の後、1860-1863年にカザン大学教育学講座の主任を務めるとともに、カザン地域に教育専門誌を出版する事業に携わるなど、カザン教育管区における教育の普及や水準向上に大きな役割を果たした。
10. Левандовский Ф.М., О народных училищах и учительских семинариях в Пруссии: (Донесение из-за границы в 1858 г.), Перепечатано из IV книжки Ученых Записок за 1859 год, Казань, 1859, стр.20.
11. там же, стр.26.
12. там же. 1854年10月1-3日に「王国の福音派教員養成所の教授に関する条令」をはじめとした一連の「3つの条令」が公布された。

13. там же, стр.27.
14. там же, стр.29.
15. там же, стр.27-28.
16. Объяснительная записка к проекту устава общеобразовательных учебных заведений министерства народного просвещения// З а м е ч а н и я н а п р о е к т у с т а в а общеобразовательных учебных заведений и проекта общего плана устройства народных училищ, Часть 1, Санкт-Петербург, 1862, стр.124-127.
17. там же, стр.125.
18. Проект устава общеобразовательных учебных заведений министерства народного просвещения// там же, стр.17-24.
19. Объяснительная записка к проекту устава общеобразовательных учебных заведений министерства народного просвещения// там же, стр.125.
20. там же, стр.122.
21. там же, стр.124-125.
22. Учреждение Министерства Народного Просвещения// Сборник постановлений по Министерству Народного Просвещения, том 3, No.470 (1863.6.18), стр.14-18.
23. РГИА, ф.734, оп.3, д.2, лл.254-263; No.6. Проект положения об учительских семинариях// Материалы по вопросу о приготовлении учителей народных начальных училищ. СПб., 1865, стр.62-71.
24. Положение об учительских семинариях// Журнал министерства народного просвещения, 1872, No.6, стр.9-12.
25. 官立教員セミナーの校長と学級担当教員の地位・給与は、ギムナジアに準拠し、それぞれ5等文官・2000ルーブルと8等文官・1200ルーブルが与えられた。神の法担当教員, 附属学校教員及び唱歌担当教員には官位が与えられず, 給与が300～500ルーブルに留まった。
26. Об учреждении новых Учительских Семинарий в Санкт-Петербургском, Московском, Казанском, Харьковском и Одесском учебных округах// Полное собрание законов Российской империи, Собрание Второе, том 46 (1871г.), Часть 1, No.49656 (Мая 24), Санкт-Петербург, 1871, стр.732.
27. Об учреждении пяти новых Учительских Семинарий// Полное собрание законов Российской империи, Собрание Второе, том 46 (1871г.), Часть 2, No.50279 (Декабря 7), Санкт-Петербург, 1871, стр.716.
28. Об учреждении шести новых Учительских Семинарий// Полное собрание законов Российской империи, Собрание Второе, том 50 (1875г.), Часть 1, No.54354 (Февраля 7), Санкт-Петербург, 1871, стр.114-115. この勅命では、サンクトペテルブルグ、モスクワ、カザン、オデッサ及びハリコフの教育管区に加え、モロヂェチノ教員セミナーが置かれたヴィリナ教育管区のグロドノ県ヴォルコヴィスク郡に教員セミナーを新設する決定がなされた。
29. там же, стр.16-17.
30. Инструкция для учительских семинарий министерства народного просвещения// Журнал министерства народного просвещения, 1875, Часть CLXXXII, стр.65-104. 青島陽子は、この「手引き」がまとめられるにあたり、モロヂェチノ教員セミナーの教職員会議が作成した「ヴィリナ教育管区の教員セミナーの管理のための手引き」が参照されたとしている。両者の「実質的な内容はほぼ同じ」であるが、国民教育省が作成した「手引き」の方が、詳細な規定となり、「学校当局による生徒の管理を強化しようとしていることが分かる」ととらえている（青島陽子「農民を帝国臣民に鑄直す－帝政期ロシアの農村教師のポリティクス」『歴史学研究』2017年10月号（962号）, 歴史学研究会, 2017年10月, 50ページ）。
31. Устав гимназий и училищ уездных и приходских, состоящих в ведомстве Университетов: С.-Петербургского, Московского, Казанского и Харьковского// Полное собрание законов Российской империи, Собрание Второе, том 3 (1828г.), No.2502 (8 декабря), Санкт-Петербург, стр.1097-1127.
32. Объяснительная записка к проекту устава общеобразовательных учебных заведений министерства народного просвещения// З а м е ч а н и я н а п р о е к т у с т а в а общеобразовательных учебных заведений и проекта общего плана устройства народных училищ, Часть 1, Санкт-Петербург, 1862, стр.97-99. 塚本智宏は、1860-1870年代における帝政ロシアの学校制度改革について、「過去の『下層身分』、『商人・職人』、『貴族官吏』といった身

- 分序列に対応したもの」から「都市と農民の下層身分を内実とする『国民』、都市中間層・商工ブルジョア層、貴族官僚層に対応するものへと転換」したととらえ、「全体として学校体系の区分を性格づける原理は、身分制ではなく、これを包む階層制へと移行している」と指摘している（塚本智宏「19世紀ロシア身分制的学校制度の展開とその再編『稚内北星学園短期大学紀要』第7/8号、1995年12月、1-43ページ）。
33. О предлагаемых городских училищах и об учительских институтах// Журнал Министерства Народного Просвещения, 1869, Часть СХLIII, стр.1-47.
34. Вессель Н.Х., Очерки об общем образовании и системе народного образования в России / сост. Струминский В.Я., Москва, 1959, стр.26. Н. Х. ヴェッセリは、当時の教育専門誌であった「教員(Учитель)」「教育論集(Педагогический сборник)」「心のことば(Задушевное слово)」の編集者を歴任し、1867年より学術委員会の委員として、都市学校やその教員を養成する師範学校の創設においても中心的な役割を果たした。広く国民に初等教育・一般教育を普及することの必要性を主張し、プロイセンなど西ヨーロッパ諸国の教育制度を参照しつつも、K. Д.ウシンスキーの教育思想を支持したことが知られている。
35. там же, стр.10-11.
36. там же. こうした見解は、K. Д.ウシンスキーによる「公教育における国民性」に合致している。
37. там же, стр.11-17.
38. Положение о городских училищах// Полное собрание законов Российской империи, Собрание Второе, том 47 (1872 г.), Часть 1, No.50909 (31 мая), стр.727-732.
39. Журнал Министерства Народного Просвещения, 1869, Часть СХLIII, стр.17-18.
40. там же, стр.18.
41. там же, стр.18-19.
42. там же, стр.19.
43. Положение о учительских институтах// Полное собрание законов Российской империи, Собрание Второе, том 47 (1872 г.), Часть 1, No.50909 (31 мая), стр.732-736.
44. там же, стр.727-728.
45. Историко-статистический очерк общего и специального образования в России, СПб, 1883, стр.97.
46. Программы и учебные планы предметов, преподаваемых в учительских институтах (13 ноября 1876 г.) //Журнал Министерства Народного Просвещения, 1876, Часть CLXXXVIII, стр.133-182. 国民教育省は、同じく1876年11月13日付で「師範学校における授業科目の教授の内容と方法に関する手引き(Инструкция касательно объём и метода преподавания учебных предметов в учительских институтах)// Журнал Министерства Народного Просвещения, 1876, Часть CLXXXVIII, стр.183-185.)と「師範学校の試験に関する卒業者のプログラム(Программа вступительного в учительские институты экзамена// Журнал Министерства Народного Просвещения, 1876, Часть CLXXXVIII, стр.185-191.)を承認した。
47. Schütze Fr.W., Evangelische Schulkunde: Praktische Erziehungs- und Unterrichtslehre für Seminare und Volksschullehrer, Leipzig, 1870. 日本の大学図書館では、同志社大学社史資料センター（第2版、1873年）と奈良女子大学学術情報センター（第6版、1884年）が本書を所蔵している。注目されることとして、後者には、「奈良女子高等師範学校図書」の蔵書印があり、1912（大正元）年9月17日付で校長の野尻精一より寄贈されたことを示す寄贈印が押されている。野尻精一は、1886-1889（明治19-22）年のドイツ留学から帰国した後、お雇外国人教師のハウスクネヒトによる東京帝国大学での講義を聴講した谷本富らとは別に、ヘルバルト主義の教育理論や教授法を日本に伝えたことが知られている（勝部真長・渋川久子『道徳教育の歴史—修身科から「道徳」へ』玉川大学出版部、1984年、69ページ；尾上雅信編『西洋教育史』ミネルヴァ書房、2018年、185ページほか）。
48. Вятская хроника за последние 25 лет (1855-1880) по Вятским губернским ведомостям// Столетие Вятской губернии. 1780-1880: Сборник материалов к истории Вятского края, том 2, Вятка, 1881, стр.160-161.
49. Н. Ваймар-В. Шеллер著, 平野一郎監訳『ドイツ教育史 思想史的・社会史的考察』黎明書房、1979年、224ページ。
50. см. Матвиевская Г.П., Из истории образования в Оренбургском крае: Оренбургский учительский институт (1878-1894 г.)// Вестник Оренбургского государственного педагогического университета, 2011, No.3., стр.86-104.

付記

本稿は、共同研究「教員養成の思想と制度に関する比較発達史—20世紀の国際関係を視野に入れて」の一環として、執筆者一同による共同企画と検討に

もとづき実施した教育史学会第63回大会コロキウムにおける共同発表の一部である。また、本研究は、JSPS 科研費 JP16H03764の助成を受けたものである。